

# 公 示

公示第80号

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定に基づき、農耕トラクタ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）について下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

令和2年1月28日

東北運輸局長

記



## 1. 認定番号及び認定日

東自技第561号 令和2年1月28日

## 2. 対象となる自動車

農耕トラクタ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）

## 3. 基準緩和を認定する条項（緩和を要する条項に限る）

保安基準 第2条第1項	(幅)	[002]
第10条	(操縦装置)	[010]
【操縦装置の配置に限る】		
第12条	(制動装置)	[068]
【ABS装備要件に限る】		
第13条	(連結時の制動性能)	[077]
第41条第3項	(方向指示器)	[039]
【最外側からの取付位置に限る】		
第41条の3第3項	(非常点滅表示灯)	[041]
【最外側からの取付位置に限る】		

## 4. 条件及び制限

### （1）保安基準第2条第1項（幅）の緩和を要する自動車

- ① 農耕トラクタの後面及び運転者席には、幅を表示すること。 [181]
- ② 道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。 [184]
- ③ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [185]
- ④ 農耕トラクタの運転者席には、農耕作業用トレーラの幅を表示すること。 [182]  
〔幅の緩和を必要とする農耕作業用トレーラをけん引する場合に限る。〕

### （2）保安基準第12条（制動装置）及び第13条（連結時の制動性能）の緩和を要する自動車

- ① 運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。 [052]
- ② 農耕トラクタの後面及び運転者席には、けん引時の制限速度を表示すること。 [188]
- ③ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 [184]

## 5. その他

- （1）大型特殊自動車にあたっては、自動車検査証の備考欄に「農耕トラクタ（単体）一括緩和」の記載を行うものとする。 [095]